

## ～年末から変更になる iDeCo の運用期間の延長ポイント (2) ～

神戸市職員信用組合相談員  
(社)FP 税務・社会保険制度研究会 理事 小澤昭彦

最近、退職時の iDeCo の受け取り方法の相談と、それに伴って退職後の iDeCo の運用継続についての質問が、個人の方から非常に多くなりました。

iDeCo の仕組みそのものは、掛け金が小規模企業共済枠の所得控除として、全額が所得から差し引かれるため、所得税率が 10%の方でも、住民税と合わせて 20%強の税金が減少します。管理金融機関の手数料を差し引いても 10%以上の節税効果があるため、公的年金の補完制度としては、非常に優れたものになっています。

昨年のポケットメモでも、iDeCo についてのご説明はしましたが、受取時の課税については相当複雑で、理解しが難しかったと思います。

まず、受け取り方法としては、次の 3 通りからの選択になりますが、質問ポイントは受取時の難解な課税についてです。

- ① 一時金として一括で受け取る(全額が退職所得として課税対象となります)。
- ② 年金として受け取る(毎年受け取る年金は他の公的年金と合算して、公的年金として課税対象となります)。
- ③ 一時金と年金を組み合わせで受け取る(一部運営管理機関に限定されています)。

今回は、年金形式で受け取る場合のポイントについて、ご説明します。

その前に前回の一時金で受け取る場合の具体的なポイントは、退職時期が 65 歳の方のベストな方法は、退職金を先に受取り、期間をおいて iDeCo の一時金を受け取ることです。

何故なら iDeCo で受け取る一時金より退職金の額の方が大きいと思われるので、できるだけ退職金の課税対象額を少なくしておく方が有利と思われるからです。ただ近々に退職される方、一時金と年金形式を併用できる方については、65 歳未満の退職時期になると考えられますので、具体的な相談は生活設計相談をご利用ください。

それでは、年金形式の受け取り方についてご説明します。

年金形式で受け取る場合は、現状では次のような形になっています。



## iDeCo の給付（受取方法）について

iDeCo の年金資産は、老齢給付金として原則、60 歳から受け取ることができます。受給を開始する時期は、75 歳になるまでの間で選ぶことができます。

受取方法は選択可能です！

### ①一時金として一括で受け取る

●受給権が発生する年齢（原則 60 歳）に到達したら、75 歳になるまでの間に、一時金として一括で受け取れます。

### ②年金として受け取る

●iDeCo を年金で受け取る場合は有期年金（5 年以上 20 年以下※）として取り扱います。

●受給を開始する時期は、75 歳になるまでの間で選ぶことができます。

●受給権が発生する年齢（原則 60 歳）に到達したら、5 年以上 20 年以下の期間で、運営管理機関が定める方法で受け取れます。

※金融機関によっては、終身年金として受け取れる場合もあります。

### ③一時金と年金を組み合わせで受け取る

●受給権が発生する年齢（原則 60 歳）に到達した時点で一部の年金資産を一時金で受け取り、残りの年金資産を年金で受け取る方法を取り扱っている運営管理機関もあります。

### ●受給開始年齢

○ 60 歳から年金資産を受け取るには、60 歳になるまでに iDeCo に加入していた期間等（確定拠出年金の通算加入者等期間）が 10 年以上、必要です。通算加入者等期間が 10 年に満たない場合は、受給可能となる年齢が繰り下げられます。

#### 加入期間等に応じた受給開始年齢

10 年以上 → 60 歳	8 年以上 10 年未満 → 61 歳
6 年以上 8 年未満 → 62 歳	4 年以上 6 年未満 → 63 歳
2 年以上 4 年未満 → 64 歳	1 月以上 2 年未満 → 65 歳

※60 歳以上で初めて iDeCo に加入した方は、通算加入者等期間を有していなくても加入から 5 年を経過した日から受給できます。

※75 歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者等が、傷病が続いた状態で一定期間（1 年 6 ヶ月）を経過した場合には、障害給付金を受給できます。

※75 歳までに受給の請求をしていただく必要があります。（請求されなかった場合には、法務局に供託されます）

※加入者等が死亡した場合には、そのご遺族が死亡一時金を受給できます。

## 解説

年金として受け取る場合の税務上の問題点は、老齢厚生年金額が年間200万円を超えるケースが多いと思われますので、iDeCoの年金額と合算した上で、「公的年金等控除（現状では65歳以上110万円）と基礎控除、介護保険料等の社会保険料控除と基礎控除（48万円～95万円）を差し引いても、iDeCoの年金額はまるまる雑所得として課税対象となる可能性があるため、65歳まで働かれる方は、受取を長期にするなどの工夫が必要となります。

### <基礎控除>

基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

納税者本人の合計所得金額	控除額		
	令和6年分 以前	令和7年分 令和8年分	令和9年分 以後
132万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円

(注1) 令和7年分の上記規定は、令和7年12月1日に施行されます。施行日前の適用関係などについては、「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）（PDF/1,225KB）」をご確認ください。

(注2) 令和7年11月30日以前に、令和7年分の所得税の死亡又は出国に伴う準確定申告書の提出をする方は、令和6年分以前と同様に改正前の基礎控除の金額を適用しますの  
で、令和7年11月30日以前に提出された準確定申告書については、令和7年12月1日  
以後、更正の請求により改正後の基礎控除の金額を適用することができます。

(注3) 令和7年分以後の基礎控除の金額は、居住者でない場合、58万円が最高額となります。